

平成23年水上村公告第70号

水上村談合情報調査委員会設置規程の公表について

水上村公告式条例（昭和32年水上村条例第2号）第4条の規定により、下記のとおり訓令を公表する。

平成23年10月24日

水上村長 廣瀬親吾

記

別添

平成23年水上村訓令第4号

水上村談合情報調査委員会設置規程

水上村談合情報調査委員会設置規程

平成 23 年 10 月 24 日
訓令第 4 号

(目的)

第 1 条 この規程は、入札談合に関する情報に対して的確な対応を行うため、必要な事項を定め、もって村長が入札する建設工事等（工事又は製造の請負）、測量・設計・地質調査業務等の委託、物品等（物件の買入その他）の入札の適正を期すことを目的とする。

(設置)

第 2 条 村長は、前条の目的を達成するため、水上村談合情報調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 3 条 調査委員会においては、次に掲げる事項について調査審議等を行うものとする。

- (1) 入札執行前の談合情報に関すること。
- (2) 入札執行後の談合情報に関すること。
- (3) 契約締結後の談合その他の行為に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第 4 条 調査委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(委員会)

第 5 条 委員長は副村長を、副委員長は総務課長をもって充てる。

- 2 委員は、建設課長、企画観光課長、経済課長及び当該事業担当課長をもって充てる。
- 3 委員に事故があるときは、あらかじめ当該委員の指名する当該所管課の職員がその職務を代理する。

(会議)

第 6 条 調査委員会は、入札談合に関する情報があった場合に、必要に応じて会議を開催するものとする。

- 2 前項の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。
- 3 調査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合には、委員長の決するところによる。

(公正取引委員会への通報等)

第 7 条 入札執行前、入札執行後又は契約締結後において、第 3 条各号に規定

する事項について、調査に値すると判断されたときは、第 11 条の事務局は、調査委員会に諮問し、村長の承認を得て公正取引委員会に通報するものとする。

(報告及び承認)

第 8 条 調査委員会は、会議の結果を速やかに村長に報告し、その承認を受けなければならない。

(マニュアル)

第 9 条 談合情報に関する事務処理のマニュアルは、別に定めるものとする。

(秘密の保持)

第 10 条 会議の内容については、部外者に漏れないように秘密を保持するとともに、その取り扱いに十分注意しなければならない。

(庶務)

第 11 条 調査委員会の事務局は、総務課とし、調査委員会の庶務を処理する

附 則

この訓令は、平成 23 年 10 月 24 日から施行する。

水上村談合情報調査マニュアル

平成 23 年 10 月 24 日制定

(目的)

第1条 水上村談合情報調査委員会設置規程（平成 23 年水上村訓令第 4 号。以下「規程」という。）第 9 条に規定するマニュアルについて、法令等別に定めるもののほか、村長が入札する契約に係る談合情報に関する取扱い等必要な事項を定め、もって村が締結する契約に関し公正な競争を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 このマニュアルで用いる用語の意義は、次のとおりとする。

(1) 談合

予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 71 条第 1 項第 2 号に規定する連合と同義とする。

(2) 委員会

規程第 2 条の規定により設置される水上村談合情報調査委員会をいう。

(3) 委員長

規程第 4 条の規定による委員長（委員長が不在の時、副委員長をいう。以下同じ。）をいう。

(4) 事業担当者等

当該入札及び契約に係る事業を担当する課等の長又は職員をいう。ただし、議会事務局やその他の補助組織においては、局長又は職員をいう。

(適用範囲)

第3条 このマニュアルは、村長が入札する全ての契約に適用する。

(入札執行前に談合情報を受けたときの取扱い)

第4条 入札執行前に談合情報を受けたときは、次のとおりとする。

(1) 談合情報に関する調査の必要性の判断

ア 委員会への付議

事業担当者等は、所掌する契約について談合情報を受けたときは、情報の提供者の身元、氏名等を確認の上、調査の必要性について、談合情報記録書（様式第 1 号）により記録にとどめるとともに、談合情報報告書（様式第 2 号）により委員会に付議しなければならない。

イ 委員会の審議

委員会は、事業担当者等からアの規定により付議されたときは、情報の提供者が明確か、ウに掲げる具体的な談合の内容が示されているか等から情報の信ぴょう性を点検し、調査の必要があるか否かについて審議しなければならない。

ウ 具体的な談合の内容

- (ア) 談合に関与した業者名が明らかであること。
- (イ) 談合が行われた日・場所及び具体的な談合の方法が明らかであること。
- (ウ) 設計金額に極めて近い落札予定金額を示していること。
- (エ) その他談合に参加した当事者以外に知り得ない情報があること。

(2) 事情聴取

事業担当者等は、談合情報について、委員会で調査の必要があると認められるときは、当該入札に参加しようとする者（以下「入札参加予定者」という。）のうち事情を聴取する必要があると認められる者から事情聴取書（様式第3号）により事情を聴取しなければならない。

(3) 入札執行の是非の判断

ア 委員会への付議

事業担当者等は、前号の事情聴取を終了したときは、入札執行の是非について、談合情報記録書、談合情報報告書及び事情聴取書を添付し、書面（様式第4号）により、委員会に付議しなければならない。

イ 委員会の審議

委員会は、事業担当者等からアの規定により付議されたときは、明らかに談合の事実があったと認められるかどうか審議し、入札執行の是非について判断しなければならない。

(4) 誓約書等の徴取及び入札の執行

ア 事業担当者等は、委員会が入札を執行して差し支えないと判断した場合は、必要と認められる入札参加予定者から、誓約書（様式第5号）を徴取するとともに、入札執行後、談合の事実が明らかになったときは、入札を無効にする旨、談合その他の不正行為に係る特約があり契約の解除、違約金、損害賠償金が発生する旨及び入札金額に対する積算内訳書を返却しない旨の注意を促した上で入札を執行する。

イ アの場合、入札参加予定者全員に対し、第1回の入札に際し、入札金額に対する積算内訳書の提出を求め、内容を事業担当者等において審査する。

ウ 積算内訳書の内容の審査において、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合は、次号の規定により対応しなければならない。

(5) 入札のとりやめ等

事業担当者等は、委員会が入札を執行すべきでないと判断したときは水上村競争契約入札心得（平成17年水上村告示第45号。以下「入札心得」という。）第7条の規定により、入札を延期又はとりやめなければならない。

(6) 村長への結果報告

委員長は、談合情報に関する処理結果について、談合情報記録書、談合情報報告書、事情聴取書等必要な書類を添付し、村長に報告しなければならない。

(7) 公正取引委員会等への連絡

村長は、調査を行った談合情報について、書面（様式第6号）により公正取引委員会へ連絡するとともに、必要に応じ、警察署に連絡する。

（入札後、契約締結前に談合情報を受けたときの取扱い）

第5条 入札後、契約締結前に談合情報を受けたときは、次のとおりとする。

(1) 談合情報の調査の必要性の判断

ア 委員会への付議

事業担当者等は、所掌する契約について談合情報を受けたときは、情報の提供者の身元、氏名等を確認の上、調査の必要性について、談合情報記録書により記録にとどめ、談合情報報告書により委員会に付議しなければならない。

イ 委員会の審議

委員会は、事業担当者等からアの規定により付議されたときは、情報の提供者が明確か、第4条第1号ウに規定する具体的な談合の内容が示されているか等から情報の信憑性を点検し、調査の必要があるか否かについて審議しなければならない。

(2) 事情聴取

事業担当者等は、談合情報について委員会で調査の必要があると認められたときは、当該入札に参加した者（以下「入札参加者」という。）のうち事情を聴取する必要があると認められる者から、事情聴取書により事情を聴取しなければならない。

(3) 契約締結の是非の判断

ア 委員会への付議

事業担当者等は、前号の事情聴取を終了したときは、契約締結の是非について談合情報記録書、談合情報報告書及び事情聴取書を添付し、書面により委員会に付議しなければならない。

イ 委員会の審議

委員会は、事業担当者等からアの規定により付議されたときは、明らかに談合の事実があったと認められるかどうか審議し、契約締結の是非について判断しなければならない。

(4) 誓約書等の徴取及び契約締結

事業担当者等は、委員会が契約締結を行って差し支えないと判断したときは、必要と認められる入札参加者から、誓約書及び入札金額に対する積

算内訳書を徵取するとともに、契約締結後、談合の事実が明らかになった場合は、入札心得第8条第7号の規定により入札を無効にする旨、談合その他の不正行為に係る特約があり契約の解除、違約金、損害賠償金が発生する旨の注意を促した上で落札者と契約を締結する。

(5) 契約締結のとりやめ

事業担当者等は、委員会が契約締結を行うべきでないと判断したときは、水上村競争契約入札心得第8条第7号の規定により、入札を無効とし、契約締結を取り止めなければならない。

(6) 村長への結果報告

委員長は、談合情報に関する処理結果について、談合情報記録書、談合情報報告書、事情聴取書等必要な書類を添付し、村長に報告しなければならない。

(7) 公正取引委員会等への連絡

村長は、調査を行った談合情報について書面により公正取引委員会へ連絡するとともに、必要に応じて警察署へ連絡する。

(契約締結後に談合情報を受けたときの取扱い)

第6条 契約締結後に談合情報を受けたときは、次のとおりとする。

(1) 談合情報の調査の必要性の判断

ア 委員会への付議

事業担当者等は、所掌する契約について談合情報を受けたときは、情報の提供者の身元、氏名等を確認の上、調査の必要性について、談合情報記録書により記録にとどめ、談合情報報告書により委員会に付議しなければならない。

イ 委員会の審議

委員会は、事業担当者等からアの規定により付議されたときは、情報の提供者が明確か、第4条第1号ウの具体的な談合の内容が示されているか等から情報の信ぴょう性を点検し、調査の必要があるか否かについて審議しなければならない。

(2) 事情聴取

事業担当者等は、談合情報について委員会で調査の必要があると認められたときは、当該契約の相手方及び入札参加者のうち、事情を聴取する必要があると認められるものから、事情聴取書により事情を聴取しなければならない。

(3) 契約解除の是非の判断

ア 委員会への付議

事業担当者等は、第2号の事情聴取を終了したときは、契約解除の是非について、談合情報記録書、談合情報報告書及び事情聴取書を添付し、

書面で委員会に付議しなければならない。

イ 委員会の審議

委員会は、事業担当者等からアの規定により付議されたときは、明らかに談合の事実があったと認められる証拠の有無により、契約解除の是非について審議しなければならない。

(4) 誓約書等の徴取及び契約の履行の継続

事業担当者等は、委員会が契約の履行を継続して差し支えないと判断したときは、当該契約の相手方及び入札参加者から、誓約書及び入札金額に対する積算内訳書を聴取するとともに、これ以後、談合の事実が明らかになった場合は、談合その他の不正行為に係る特約があり契約の解除、違約金、損害賠償金が発生する旨及び入札金額に対する積算内訳書を返却しない旨の注意を促した上で契約の履行を継続する。

(5) 契約の解除

事業担当者等は、委員会が契約の履行を継続すべきでないと判断したときは、談合その他の不正行為に係る特約の規定により契約を解除するとともに、違約金又は損害賠償金を聴取することができる。

(6) 村長への結果報告

委員長は、談合情報に関する処理結果について、談合情報記録書、談合情報報告書、事情聴取書等必要な書類を添付し、村長に報告しなければならない。

(7) 公正取引委員会等への連絡

村長は、調査を行った談合情報について、書面により公正取引委員会へ連絡するとともに、必要に応じ警察署へ連絡する。

(情報公開)

第7条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第10条及び公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成18年5月23日閣議決定）第2の3(1)の規定により水上村役場掲示板及びインターネット等電磁的な方法により掲示又は閲覧の方法により、このマニュアルを公表するものとする。

(補則)

第8条 このマニュアルに定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、関係各課と協議し、定めるものとする。

附 則

このマニュアルは、平成23年10月24日から施行する。